

令和2年第5回尾鷲市議会臨時会会議録

令和2年11月27日（金曜日）

○議事日程（第1号）

令和2年11月27日（金）午前11時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第65号 職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第 4 議案第66号 尾鷲市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第 5 議案第67号 令和2年度尾鷲市一般会計補正予算（第6号）の議決について
（提案説明、質疑、委員会付託）
- 日程第 6 議案第65号 職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第66号 尾鷲市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第67号 令和2年度尾鷲市一般会計補正予算（第6号）の議決について
（委員長報告、質疑、討論、採決）
- 日程第 9 報告第7号 専決処分事項について（損害賠償の額の決定）
（報告、質疑）
- 日程第10 発議第11号 電源立地地域対策交付金（水力発電施設周辺地域交付金相当部分）の拡充と恒久化を求める意見書について
（提案説明、質疑、討論、採決）

○出席議員（13名）

1番	三 鬼 孝 之 議員	2番	内 山 將 文 議員
3番	奥 田 尚 佳 議員	4番	楠 裕 次 議員
5番	上 岡 雄 児 議員	6番	三 鬼 和 昭 議員

7 番	村 田 幸 隆	議 員	8 番	仲 明	議 員
9 番	小 川 公 明	議 員	1 0 番	南 靖 久	議 員
1 1 番	高 村 泰 徳	議 員	1 2 番	野 田 拓 雄	議 員
1 3 番	濱 中 佳 芳 子	議 員			

○欠席議員（0名）

○説明のため出席した者

市 長	加 藤 千 速 君
副 市 長	下 村 新 吾 君
政 策 調 整 課 長	三 鬼 望 君
総 務 課 長	竹 平 専 作 君
財 政 課 長	岩 本 功 君
教 育 長	出 口 隆 久 君

○議会事務局職員出席者

事 務 局 長	高 芝 豊
事務局次長兼議事・調査係長	北 村 英 之
議 事 ・ 調 査 係 書 記	相 賀 智 恵

〔開会 午前10時54分〕

議長（村田幸隆議員） おはようございます。

これより、令和2年第5回尾鷲市議会臨時会を開会いたします。

開会に当たり、市長より御挨拶があります。

市長。

〔市長（加藤千速君）登壇〕

市長（加藤千速君） おはようございます。

本日は大変お忙しい中、令和2年第5回臨時会に御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

今回の臨時会には、議案第65号「職員の給与に関する条例の一部改正について」をはじめとする議案3件と、報告第7号「専決処分について（損害賠償の額の決定）」の報告1件を提出させていただきました。

よろしく御審議をいただき、御承認賜りますようお願い申し上げ、簡単ではございますが、開会の挨拶とさせていただきます。

議長（村田幸隆議員） これより、本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は13名であります。よって、会議は成立いたしております。

最初に、議長の報告ですが、お手元の報告書は朗読を省略し、これより議事に入ります。

本日の議事につきましては、お手元の議事日程第1号により取り進めたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において、1番、三鬼孝之議員、2番、内山将文議員を指名いたします。

次に、日程第2、「会期の決定」を議題といたします。

お諮りをいたします。

本臨時会の会期は、本日1日だけにいたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村田幸隆議員） 御異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日1日と決定をいたしました。

次に、日程第3、議案第65号「職員の給与に関する条例の一部改正について」

から、日程第5、議案第67号「令和2年度尾鷲市一般会計補正予算（第6号）の議決について」の計3議案を一括議題といたします。

ただいま議題となりました3議案につきましては、朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（加藤千速君）登壇〕

市長（加藤千速君） それでは、今回提案しております議案第65号「職員の給与に関する条例の一部改正について」から、議案第67号「令和2年度尾鷲市一般会計補正予算（第6号）の議決について」までの3議案について説明いたします。

議案書の1ページを御覧ください。

議案第65号「職員の給与に関する条例の一部改正について」につきましては、先月7日に民間の支給割合との均衡を図るため、期末手当を引き下げる人事院勧告がなされたことに伴い、これに準拠するため、本年度及び来年度に支給する期末手当の年間支給率を0.05引き下げる一部改正を行うものであります。

3ページを御覧ください。

議案第66号「尾鷲市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について」につきましては、会計年度任用職員の期末手当の年間支給率を任用された年度の4月1日における支給率とするための一部改正であります。

5ページを御覧ください。

議案第67号「令和2年度尾鷲市一般会計補正予算（第6号）の議決について」につきまして御説明いたします。

お手元に配付の令和2年度尾鷲市一般会計補正予算書（第6号）及び予算説明書の1ページを御覧ください。

今回の補正予算計上額は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億5,521万3,000円を追加し、これにより予算総額を130億52万6,000円とするものであります。

まず、歳入について説明いたします。

8ページ、9ページを御覧ください。

17款寄附金、1項寄附金、1目総務費寄附金は、11月までのふるさと納税寄附申請額等を勘案し、ふるさと応援寄附金1億円を増額するものであります。

18款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金は、今回の補正財源として、5,521万3,000円を繰り入れるものであります。

次に、歳出について説明いたします。

10ページ、11ページを御覧ください。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費は、ふるさと納税の返礼品等に係る経費として、ふるさと納税指定代理納付手数料668万3,000円、ふるさと納税関連業務委託料4,800万円ほか事務費を含め、合計5,521万3,000円を増額するものであります。

3目財産管理費は、ふるさと応援寄附金の増額により、ふるさと応援基金へ1億円を積み立てるものであります。

以上をもちまして、議案第65号「職員の給与に関する条例の一部改正について」から、議案第67号「令和2年度尾鷲市一般会計補正予算（第6号）の議決について」までの3議案の説明とさせていただきます。

よろしく御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（村田幸隆議員） これより、議案に対する質疑に入ります。

ただいまのところ質疑の通告はございません。

御質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村田幸隆議員） ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りをいたします。

ただいま議題となっております3議案につきましては、お手元の議案付託表のとおり、会議規則第37条第1項の規定により、所管の行政常任委員会に付託したいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村田幸隆議員） 御異議なしと認めます。よって、議題の3議案は、所管の行政常任委員会に付託することに決しました。

ここで暫時休憩し、付託されました議案の審査をしていただくため、第二・第三委員会室において、行政常任委員会を開催していただきます。

なお、委員会終了後、本会議を再開いたしますので、よろしく願いいたします。

それでは、暫時休憩をいたします。

〔休憩 午前11時02分〕

[再開 午前11時43分]

議長（村田幸隆議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第6、議案第65号「職員の給与に関する条例の一部改正について」から、日程第8、議案第67号「令和2年度尾鷲市一般会計補正予算（第6号）の議決について」までの計3議案を一括議題といたします。

ただいま議題となりました議案につきましては、所管の行政常任委員会に付託して御審査願っておりますので、その経過並びに結果について、委員長の報告を求めます。

行政常任委員会、南靖久委員長。

[10番（南靖久議員）登壇]

10番（南靖久議員） 委員長報告をさせていただきます。

私ども行政常任委員会に付託されました議案第65号「職員の給与に関する条例の一部改正について」、議案第66号「尾鷲市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について」、議案第67号「令和2年度尾鷲市一般会計補正予算（第6号）の議決について」、以上3議案について、委員会における審査の経過並びにその結果について御報告申し上げます。

先ほど、市長、副市長並びに関係課長の出席を求め、詳細に説明聴取を行い、慎重に審査いたしました結果、付託されました3議案につきましては、いずれも全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しましたので、御報告申し上げます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（村田幸隆議員） 以上で委員長の報告は終了いたしました。

これより委員長の報告に対する質疑に入ります。

御質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村田幸隆議員） ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

ただいまのところ討論の通告はございません。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村田幸隆議員） ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

日程第6、議案第65号「職員の給与に関する条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

(挙 手 全 員)

議長(村田幸隆議員) 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第65号は原案のとおり可決をされました。

次に、日程第7、議案第66号「尾鷲市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。

(挙 手 全 員)

議長(村田幸隆議員) 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第66号は原案のとおり可決をされました。

次に、日程第8、議案第67号「令和2年度尾鷲市一般会計補正予算(第6号)の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。

(挙 手 全 員)

議長(村田幸隆議員) 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第67号は原案のとおり可決をされました。

次に、日程第9、報告第7号「専決処分事項について(損害賠償の額の決定)」を議題といたします。

ただいま議題となりました報告第7号につきましては、朗読を省略し、直ちに説明を求めます。

市長。

[市長(加藤千速君)登壇]

市長(加藤千速君) それでは、報告案件について説明いたします。

議案書の6ページを御覧ください。

報告第7号「専決処分事項について(損害賠償の額の決定)」につきましては、8ページに事故の概要を記載しておりますが、9月9日午前8時40分頃、公用車集中管理業務等委託業者の職員が、尾鷲郵便局駐車場から出る際に、後進して

方向転換しようとしたところ、相手方車両と接触し、損傷を与えたものであります。

今月11日に相手方と示談が成立し、損害賠償の額が決定したことから、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものであります。

以上、報告案件1件の説明とさせていただきます。

議長（村田幸隆議員） 以上で説明は終わりました。

これより、報告に対する質疑に入ります。

御質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村田幸隆議員） ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

ただいまの議題につきましては、報告案件でございますので、これをもって終結いたします。

次に、日程第10、発議第11号「電源立地地域対策交付金（水力発電施設周辺地域交付金相当部分）の拡充と恒久化を求める意見書について」を議題といたします。

事務局長をして発議の朗読をさせます。

（事務局長 朗読）

議長（村田幸隆議員） ただいまの議題の発議につきまして、提出者の提案説明を求めます。

10番、南靖久議員。

〔10番（南靖久議員）登壇〕

10番（南靖久議員） それでは、発議第11号につきまして、意見書（案）の朗読をもって提案理由の説明とさせていただきます。

電源立地地域対策交付金（水力発電施設周辺地域交付金相当分）の拡充と恒久化を求める意見書（案）。

電源立地地域交付金（水力発電施設周辺地域交付金相当分）は、水力発電に関わる発電用施設周辺地域住民の福祉の向上と電源立地の円滑化に資することを目的に創設されたものであります。これまで40年間にわたり関係市町村では、この水力交付金を活用し、防災対策、環境対策、医療施設の建設、保育所運営等への充当による住民生活の利便向上を図っているところであります。

しかしながら、現在の制度において、水力交付金は、令和2年度末をもって多くの関係市町村で交付期限を迎えるが、水力発電施設の円滑な運転継続に支障を生ずることが危惧されております。

豊富な水資源に恵まれた我が国において、水力発電は環境への負荷が少なく、再生可能エネルギーとして、これまでの電力の安定供給に大きく寄与をしております。国が掲げた2030年に温室効果ガスを26%削減、さらに菅総理大臣所信表明での2050年温室効果ガス排出ゼロを達成し、脱炭素社会構築のためにも、クリーンで安全な水力発電とそれを支える水力交付金は今後ますます重要であるものと考えております。よって、電源立地地域が将来に向けてさらに振興、発展されるよう下記について強く求めるものであります。

記、一つ、水力交付金は、令和2年度をもって多くの関係市町村が交付期限を迎えるが、過去40年間の交付実績、一定量の電源を安定的に低コストで供給できる電源としての水力発電の重要性を踏まえ、法律に基づく恒久的な制度とすること。

二つ、二酸化炭素を排出しないクリーンで安全な純国産の再生可能エネルギーとして、水力発電の役割を十分に考慮し、水力交付金の単価及び最低保証額を平成22年度水準以上に引き上げること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものであります。

よろしく御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

議長（村田幸隆議員） 以上で提案説明は終わりました。

これより発議に対する質疑に入ります。

御質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村田幸隆議員） ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村田幸隆議員） ないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

日程第10、発議第11号「電源立地地域対策交付金（水力発電施設周辺地域

交付金相当部分)の拡充と恒久化を求める意見書について」、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。

(挙 手 全 員)

議長(村田幸隆議員) 挙手全員。

挙手全員であります。よって、本件は原案のとおり可決をされました。

ただいま可決をされた発議につきましては、関係機関に意見書を提出することといたします。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

この際、市長より御挨拶があります。

市長。

[市長(加藤千速君)登壇]

市長(加藤千速君) 議員の皆様におかれましては、公私ともお忙しい中、慎重なる御審議を賜り、誠にありがとうございました。

本臨時会に提出いたしました議案第65号「職員の給与に関する条例の一部改正について」をはじめとする議案3件につきまして、原案のとおり御承認いただきましたことを厚く御礼申し上げます。

審議の中においていただきました様々な御指摘、御意見につきましては、今後十分留意の上、市政運営に努めてまいります。

簡単ではございますが、閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

議長(村田幸隆議員) 本日1日御苦労さまでございました。

これをもって、令和2年第5回臨時会を閉会いたします。

[閉会 午前11時58分]

地方自治法第123条第2項の規定に基づき下に署名する。

尾鷲市議会議長 村 田 幸 隆

署 名 議 員 三 鬼 孝 之

署 名 議 員 内 山 將 文